

環境等対策資金取扱要領

この要領は、山梨県商工業振興資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）に規定する環境等対策資金（環境対策融資、福祉のまちづくり推進融資）について、必要な事項を定める。

環境対策融資

1 要綱別表1の融資対象関係

要綱別表1の融資対象で「別に定める要件」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 事業活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止しようとするもので、次に掲げる施設を整備するために要する資金

資金対象	受理書又は許可通知書交付者
ア 山梨県生活環境の保全に関する条例に定める[指定工場]から発生する公害を防止するための施設	知事（*）
イ 山梨県生活環境の保全に関する条例に定める[特定施設]から発生する公害を防止するための施設	—
ウ 大気汚染防止法に定める [ばい煙発生施設]、[揮発性有機化合物排出施設]、[特定粉じん発生施設] 又は[水銀排出施設]から発生する [ばい煙]、[揮発性有機化合物]、[粉じん] 又は[水銀等]を処理するための施設	知事
エ 大気汚染防止法に定める [一般粉じん発生施設] から発生する [粉じん] を処理するための施設	—
オ 水質汚濁防止法に定める [特定施設] から排出される [汚水] 又は [廃液] を処理するための施設	知事（甲府市の場合は甲府市長）
カ 騒音規制法に定める [特定施設] から発生する騒音を防止するための施設	市町村長
キ 振動規制法に定める [特定施設] から発生する振動を防止するための施設	市町村長
ク 悪臭防止法に定める [事業場における事業活動に伴って発生する悪臭] を防止するための施設	—
ケ ダイオキシン類対策特別措置法に定める [特定施設] から発生又は排出されるダイオキシン類を処理するための施設	知事

*・・・汚水にかかるもので、甲府市の場合は甲府市長

(2) 事業活動に伴って生ずる公害を防止するための施設を整備しようとするもので、(1)に該当しないもの

(3) ISO14000（環境管理規格）の認定取得のための資金

- (4) 地震災害を防止するため、法令（別表イ）により義務づけられているものを除く設備の設置、施設の整備・補強等を行うもので次に掲げるもの
- ① 応急給水機材、通信施設及び発動発電機の設置に必要な資金
 - ② 避難通路、避難場所の整備に必要な資金
 - ③ 危険物関係施設の補強に必要な資金
 - ④ 工場、倉庫、店舗、事務所及び困障の耐震性を向上させるための改修に要する資金で次の要件を満たすもの
 - ア 改築、新築（既存の建造物を除去し、同一場所で同一規模の新築に限る。）で建築基準法の規定による建築確認を受けたもの
 - イ 建物修繕、塀等の改築等で、建築基準法に規定する確認を要しない場合は、同法に定める耐震基準を上回っていることを設計責任者が証明したもの
 - ⑤ その他知事が地震災害を防止するため必要な施設設置であると認められる資金

別表イ

ア	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
イ	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
ウ	高圧ガス取締法（昭和 26 年法律第 204 号）
エ	毒物、劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
オ	鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）
カ	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）

※④ア関係の取扱基準

- ④アについては、次の要件の全てに該当するものをいう。
- 1 改築・新築しようとする建物は、既存の建物と同一規模程度の建物であり、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造のものとする。
 - 2 既存の建物が、耐用年数（木造 25 年、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造 35 年）を経過していないものであること。
 - 3 既存の建物が、耐震診断の結果、建築基準法による構造強度に関する基準以下であり、かつ耐震上危険であることの設計責任者の証明を得られるものであること。
 - 4 改築・新築しようとする建物が構造計算の結果、建築基準法に適合するものであり、同法による建築確認を受けたものであること。

- (5) 消防法第 17 条の 2 の 5 第 2 項第 4 号に規定する特定防火対象物が消防法施行令で定める基準に適合するよう、当該特定防火対象物において次に掲げるものを整備又は改善するための資金

- ① 消防法第 17 条第 1 項に規定する消防用設備等（附帯するものを含む）
- ② 建築構造又は防火設備（附帯するものを含む）

※ 既存建物を建て替える場合の取扱基準

当該事業者が、消防長又は消防署長から建築構造等が不適である旨の指摘を受け、既存建築物を除去し同一場所に新築する場合の資金対象及び融資限度額については、次のとおりとする。

- 1 消防用設備等の整備に要する資金の80%
- 2 既存の建物の撤去費及び新築に要する建築費（上記1に係るものを除く。）のうち既存の建物の規模に相当する部分の建築費の40%
- 3 融資限度額は上記1と2の合計金額とし、当該金額が2,000万円を超える場合は2,000万円とする。

(6) リサイクル等に資する施設・設備を整備しようとするもので、次のいずれかに該当するもの

- ① 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第15条の規定に基づき主務大臣の認定を受けた再商品化を行うために施設・設備を整備しようとするもの
- ② 廃棄物の資源化及び再生利用のために必要な施設を整備しようとするもの

(7) 山梨県粒子状物質減少装置認定要綱に基づき、知事が認定した粒子状物質減少装置を整備するもの

(8) 環境保全、環境に対する負荷を軽減するために山小屋等のトイレを整備しようとするもの（要綱別表1の「山小屋等トイレ整備関係」）

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に基づき知事又は市町村の許可を受けた一般廃棄物処理施設又は第15条第1項に基づき知事の許可を受けた産業廃棄物処理施設を設置しようとするもの及び廃棄物処理法第9条又は第15条の2の4第1項の規定に基づき、変更許可を受け既施設の改築等を行おうとするもの（要綱別表1の「産業廃棄物処理対策関係」）

(10) 産業廃棄物を自ら処理しようとするもので、産業廃棄物を処理するのに必要な施設・設備の整備に要する経費（土地取得資金は除く）。（要綱別表1の「産業廃棄物処理対策関係」）

2 提出書類

(1) 信用保証協会の保証を必要とする場合

区 分	部 数	備 考
借入申込書	3部 [保、商、金]	様式No.1
財務書類	3部 [保、商、金]	直近の決算書
事業計画書	3部 [保、商、金]	事業の概要がわかるもの。
受理書又は許可 通知書(写)	1部 [保]	融資対象(1)の場合のみ（エ、クを除く）。ただし、(1)アの場合は、指定工場の許可通知書の写し
建築基準法に規定す	2部	融資対象(4)、(5)で建築確認を要する場合のみ。

る確認通知書（写）	[保、金]	ただし、融資対象(4)で建築確認を要しない場合は、設計責任者からの証明書 様式No.28
診査書又は推せん書	2部 [保、金]	資金対象(2)の場合。 商工会議所、商工会又はやまなし産業支援機構が作成したもの 様式No.3、No.7
見積書	2部 [保、金]	
設計図・カタログ等	1部 [保]	
証明書	1部 [保]	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの
承諾書	1部 [保]	新築、増改築する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	1部 [保]	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 <small>(未納の税額のないことの証明書)</small>	1部 [保]	総合県税事務所長又は自動車税事務所長が発行したもの

(2) 信用保証協会の保証を必要としない場合

(1)の表中の「保」（信用保証協会）を、「県」（産業振興課）と読み替えて提出すること。

※ [] 内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所、商工会又はやまなし産業支援機構」、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。

※ 上記提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※ 信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

(脱炭素枠)

1 要綱別表1の融資対象関係

要綱別表1の融資対象で「別に定める要件」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 特定フロン等（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条に規定する特定物質をいう。）の生産全廃等により影響を受け、施設・整備を整備しようとする特定フロン等を使用しているもの及びこれを回収するための施設・設備を整備しようとするもので、次に掲げる設備の整備に要する資金

① 「代替フロン」使用の設備

- ② 「脱フロン型物質」を使用する設備
- ③ 特定フロン等の回収設備

(2) 移動発生源からの大気汚染を防止するための設備・装置を整備しようとするもので、次のいずれかに該当するもの

- ① 国土交通省の「低排出ガス車認定実施要領」に基づき国土交通大臣が認定した自動車を購入又はその燃料充填設備（ガソリン、軽油及びLPGを除く）を整備しようとするもの
- ② 電気自動車若しくは燃料電池自動車を購入又はその充電若しくは水素充填設備を整備しようとするもの

(3) 省エネルギー・再生可能エネルギーに資する施設・設備を整備しようとするもので、次のいずれかに該当するもの

- ① (財)省エネルギーセンターで実施する「工場の省エネルギー診断サービス」による診断を受け、その報告書に基づき、省エネルギーに関する設備投資・改善等を図るもの
- ② 中小企業信用保険法施行規則別表第二の一に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設を取得しようとするもの
- ③ 中小企業信用保険法施行規則別表第二の二に規定する非化石エネルギーを使用する施設を取得しようとするもの
- ④ 再生可能エネルギーに資する施設・設備を整備しようとするもの
- ⑤ 空調、照明、工業炉、ボイラー、コージェネレーション等省エネルギーに資する施設・設備を整備しようとするもの

2 提出書類

(1) 信用保証協会の保証を必要とする場合

区 分	部 数	備 考
借入申込書	3部 [保、商、金]	様式No.1
財務書類	3部 [保、商、金]	直近の決算書
事業計画書	3部 [保、商、金]	事業の概要がわかるもの。 ただし、融資対象(3)の②の場合は、(財)省エネルギーセンターで実施する「工業の省エネルギー診断サービス」又はやまなし産業支援機構で実施する「省エネルギー診断」による診断結果である報告書を添付すること。
建築基準法に規定する確認通知書(写)	2部 [保、金]	建築確認を要する場合のみ。
診査書又は推せん書	2部 [保、金]	資金対象(3)の場合。 商工会議所、商工会又はやまなし産業支援機構が作成したもの 様式No.3、No.7

見積書	2部 [保、金]	
設計図・カタログ等	1部 [保]	資金対象(3)の①の場合は、エネルギー環境負荷低減設備等の対象設備等とわかるもの
証明書	1部 [保]	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの
承諾書	1部 [保]	新築、増改築する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	1部 [保]	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 <small>(未納の税額のないことの証明書)</small>	1部 [保]	総合県税事務所長又は自動車税事務所長が発行したもの

(2) 信用保証協会の保証を必要としない場合

(1)の表中の「保」(信用保証協会)を、「県」(産業振興課)と読み替えて提出すること。

※ []内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所、商工会又はやまなし産業支援機構」、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。

※ 上記提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※ 信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類(前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面)の提出が必要となる。

(水素エネルギーシステム活用枠)

1 要綱別表1の融資対象関係

要綱別表1の融資対象で「別に定める要件」とは、事業活動に必要なエネルギーをクリーンエネルギーにより賄うため、山梨県のクリーンエネルギー水素システムにより製造された水素を活用するための施設・設備を整備しようとするものをいう。

2 提出書類

(1) 信用保証協会の保証を必要とする場合

区 分	部 数	備 考
借入申込書	3部 [保、商、金]	様式No.1
財務書類	3部 [保、商、金]	直近の決算書
事業計画書	3部 [保、商、金]	事業の概要がわかるもの。

建築基準法に規定する確認通知書（写）	2部 [保、金]	建築確認を要する場合のみ。
診査書又は推せん書	2部 [保、金]	様式No.3、No.7
見積書	2部 [保、金]	
設計図・カタログ等	1部 [保]	
証明書	1部 [保]	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの
承諾書	1部 [保]	新築、増改築する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの
許認可等の写し	1部 [保]	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 <small>（未納の税額のないことの証明書）</small>	1部 [保]	総合県税事務所長又は自動車税事務所長が発行したもの

(2) 信用保証協会の保証を必要としない場合

(1)の表中の「保」（信用保証協会）を、「県」（産業振興課）と読み替えて提出すること。

- ※ [] 内は、書類の保管機関であり、略号は、商は「商工会議所、商工会又はやまなし産業支援機構」、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。
- ※ 上記提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。
- ※ 信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。
- ※ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

福祉のまちづくり推進融資

1 要綱別表1の融資対象関係

要綱別表1の融資対象で「別に定める要件」とは、事業所、店舗等の新築及び改修に際し、障害者等に配慮した施設、設備を整備しようとするものをいう。

2 要綱別表1の資金使途関係

市町村長に「福祉のまちづくりを推進するためのものである」旨の確認を受けた施設、設備の整備に要する経費のうち、福祉的に配慮した部分の経費

(例) 障害者用駐車場、傾斜路(スロープ)、障害者仕様トイレ、階段用手すり、障害者仕様エレベーター など

3 提出書類

(1) 信用保証協会の保証を必要とする場合

区 分	部 数	備 考
借入申込書	2部 [保、金]	様式No.1
財務書類	2部 [保、金]	直近の決算書
事業計画書	2部 [保、金]	市町村長の確認を受けたもの。 様式No.36
見積書	2部 [保、金]	
設計図・カタログ等	1部 [保]	
証明書	1部 [保]	建築基準法等により許認可を必要とする場合、関係官庁の発行したもの。
承諾書	1部 [保]	新築、増改築する店舗等が借家、借地の場合、所有者が作成したもの。
許認可等の写し	1部 [保]	許認可等の必要な業種の場合
納税証明書 <small>(未納の税額のないことの証明書)</small>	1部 [保]	総合県税事務所長又は自動車税事務所長が発行したもの。

(2) 信用保証協会の保証を必要としない場合

(1)の表中の「保」(信用保証協会)を、「県」(産業振興課)と読み替えて提出すること。

※ []内は、書類の保管機関であり、略号は、金は「金融機関」、保は「信用保証協会」である。

※ 上記提出書類のほか、必要によって県が指示する書類の提出が必要となる。

※ 信用保証協会の保証を必要とする場合、上記提出書類のほか、信用保証協会所定の書類の提出が必要となる。

※ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する特定非営利活動法人の場合、上記提出書類のほか、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面）の提出が必要となる。

附 則

この要領の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成27年11月6日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和4年9月8日から施行する。